

理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ASJ財団（以下「本財団」という）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 会議とは、理事会、評議員会、奨学生を選考する選考委員会、奨学生交流会をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等に対して、会議への出席に係る対価として、報酬等を支払う。

- 2 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬等を支払う。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の理事の報酬等総額は、別表の1「全理事の年間報酬等支給総額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬等の額は、別表の2「役員等の会議出席に係る報酬等」に定める金額とする。

- 2 本財団の監事の報酬等総額は、別表の3「監事の年間報酬等総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬等の額は、別表の2「役員等の会議出席に係る報酬等」及び別表の4「監事の監査に係る報酬等」に定める金額とする。
- 3 本財団の評議員の報酬等総額は、定款第14条に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬等の額は、別表の2「役員等の会議出席に係る報酬等」に定める金額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の会議出席に係る報酬等は、会議の開催日の属する月の翌月15日に支払うものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

- 2 監事の監査に係る報酬等は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月15日に支払うものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、役員等本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年1月28日より施行する。(令和4年3月8日 評議員会決議)

この規程は、令和5年2月27日より施行する。(令和5年2月27日 評議員会決議)

令和5年8月1日改定。(令和5年8月1日 公益認定)

別表

| | |
|------------------|---|
| 1 全理事の年間報酬等支給総額 | 300,000 円 |
| 2 役員等の会議出席に係る報酬等 | <p>会議への出席の都度、一人一日一律 20,000 円 (法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する前の金額)</p> <p>複数の会議に出席した場合においても、一人一日一律 20,000 円 (法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する前の金額) を限度として支払う。</p> |
| 3 監事の年間報酬等総額 | 100,000 円 |
| 4 監事の監査に係る報酬等 | <p>一事業年度につき、20,000 円 (法令の定めるところにより控除すべき金額を控除する前の金額)</p> |